

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成30年8月22日(水曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前10時33分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① 水戸市都市公園に関することについて

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	黒 木 勇 君	副委員長	大 津 亮 一 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	飯 田 正 美 君
委員	村 田 進 洋 君	委員	高 橋 丈 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	猿 田 佳 三 君	建設部技監	渡 邊 雅 之 君
建設部技監兼 建築課長	小 林 幸 夫 君	建設計画課長	大 森 幹 司 君
道路管理課長	有 金 正 義 君	道路建設課長	安 達 茂 君
生活道路整備 課長	川 又 弘 一 君	河川都市排水 課長	三 村 隆 君
土木補修事務 所長	大 山 裕 己 君	内原建設事務 所長	谷 萩 幸 治 君
都市計画部長	高 橋 涼 君	都市計画部 副部長	川 崎 洋 幸 君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪 貴 之 君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木 村 勤 君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加 藤 久 人 君	都市計画課長	黒 澤 純 一 郎 君
建設指導課長	井 原 孝 志 君	公園緑地課長	上 田 航 君
下水道部長	白 田 敏 範 君	下水道部副部長	弓 野 憲 一 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設  
管理事務所長 渡 邊 裕 寿 君

6 事務局職員出席者

議事係長 網 島 卓 也 君 書記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

なお、本日は、定例会前の委員会ではございますが、第3回定例会に当委員会へ提出が予定されている案件にかかわる報告事項は、今回はございませんので、御了承を願います。

それでは、1番の水戸市都市公園に関することについて、でございます。

本件につきましては、本日の総務環境委員会において、第3回定例会に提出が予定されている案件として報告されておりますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので、御了承願います。

それでは、執行部から説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 おはようございます。

それでは、水戸市都市公園に関することについて、御説明いたします。

水戸市都市公園に関することにつきましては、有料公園施設における体育施設の利用に関する改正となるため、本日の総務環境委員会において、市民協働部体育施設整備課により、当委員会とあわせて報告がなされることとなっております。

それでは、お手元にお配りしてございます丸写しとなっている資料の説明をさせていただきます。

1の改正理由につきましては、現在整備中の東町運動公園の体育館及びテニスコートを有料公園施設として設置するとともに、青柳公園市民体育館トレーニング室利用者に対するサービスの向上を図ることを目的とし、利用料金を改定するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、(1)から(3)までが東町運動公園体育館及びテニスコートに関することとございまして、有料公園施設として定めるほか、利用時間、利用期間、休日、利用料金を定めるものでございます。

次に、(4)につきましては、青柳公園市民体育館トレーニング室の利用料金を改定するものであり、下段の囲みの表に改定後の利用料金と、括弧内に現行の利用料金を記載してございます。

3の施行期日等につきましては、平成31年4月1日施行となりますが、(1)から(3)の規定につきましては、公布の日からといたします。

なお、次ページ以降に新旧対照表がございまして、別表第1及び第5並びに第6につきましては、改定する内容を記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、その他で、まず第一に市民会館の件の問題について、質問したいと思います。

水戸市はですね、市民会館の都市計画決定に当たって、市民会館の利用者が年間60万人利用するという  
ことで、3,700名が利用する場合に交通量がふえても、交差点の負荷を検証しても適正だと。すなわち、  
市民会館をつくっても車の渋滞は起きないということで、県の公安委員会の了承も得て、都市計画決定を  
行ったわけです。このことは、今年4月26日に、高橋市長が市民の会に回答した文書でもはっきり書かれ  
ておりました。

ところが、市民の会が県の公安委員会と交渉したところ、そんな了承はしていないと、事実と違うという  
回答でした。さらに県の公安委員会は、今年7月23日に水戸市に対して、了解していないと、事実と違う  
という連絡をしたわけですが、水戸市はこの連絡を受けていたのかどうかお答えいただきたいと思います。

[発言する者あり]

**○中庭委員** 県の公安委員会が、車の交通渋滞について、市から交通渋滞はないということを了承したとい  
うことを理由に、都市計画決定でも、事業認可でも、許可がおりたわけですね。しかし、実際はですね、  
ここに書いておりますけれども、県の公安委員会はその件を了解をしていないということで、水戸市に連絡  
をしたって言っているんですよ。要するに3,700人が利用した場合、大勢の車が市民会館に来て、そし  
て大渋滞になってしまうんじゃないかという問題について、これは水戸市は大丈夫だと、問題ないというこ  
とで、県の公安委員会の了解を得ていると言って、都市計画決定も行い、事業認可も行ったわけですよ。し  
かし、市民の会が交渉したならば、県の公安委員会は了承していないと。そのことも今年の7月23日に水戸  
市に連絡したって言っているんですよ。だから、そういう通知が来たのかどうか、県の公安委員会からそ  
ういう連絡が来たのかどうかをお答えいただきたいということなんです。お答えください。

**○黒木委員長** 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

**○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長** 端的にお答えいたします。

午後に特別委員会も控えておりますので、今の御質問に対しては要点だけを答えさせていただきますが、  
市民の会よりいただいた公開質問状に対する回答につきましては、結論としては、公安委員会の協議により  
了解をいただいたというところございまして、その文書のとり方、解釈のとり方で相違があるのではない  
かと考えております。公安委員会の権限としましては、あくまで道路の構造、それと交通規制、こういった  
ものに対する公安委員会の権限でございまして、おっしゃるとおり、その各交差点に対する渋滞の検証、こ  
ういったものに対しては、あくまで事業者である水戸市、我々のほうが算定をして、それを根拠としてお示  
ししたものであり、それに対して交通規制課としては権限がないということは、7月末でしたか、電話で交  
通規制課のほうと私はやりとりをしております。

以上でございます。

**○黒木委員長** 中庭委員。

**○中庭委員** だから了解をしていないと。要するに、市民の会に対する回答、4月26日の回答では、この  
交通量及び増加交通量における交差点の負荷を検証し、適正であることを確認して、公安委員会の了承を得  
ているって書いてあるんですよ。はっきりこの回答文書ではね。しかし、実際、公安委員会に言ったら、了  
承していないと、事実と違うと。そのことを7月23日に水戸市に連絡したと言っているんです。今、答弁  
を聞きましたら、そういう連絡があったということで、やはり県は了承してないんですよ。県の公安委員会

は。だから、了解しているというその報告で、都市計画決定を行った。事業認可も行ったというこの問題は、私は重大だと思うんです。

もともとこの市内の中心地に、3,700人も入れるような市民会館をつかって、そこに多くの車が集中するということ自体が、やっぱりこれはふさわしくないと思うんですよね。そしてまた、東町運動公園新体育館も完成すると5,000人を収容できますから、催し物が重なると大渋滞になってしまう。国道50号も長蛇の列になってしまうということで、どう考えても、やっぱりこの市の中心部に、大きな交通渋滞ができるようなものをつくるのは問題だというふうに私は思います。そういう点で、この市民会館の建設計画は場所も含めて、規模も含めて白紙撤回すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○黒木委員長 それは、すみません、白紙撤回するかどうか、加藤所長に求めても、それは答弁できない……

〔「委員長、いいですか。関連でね」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 村田委員。

○村田委員 基本的なことは、精査された質問じゃないと思うんですよ。というのは、想定的、憶測的な発想の質問ではないかと。なってみなきやわからないということではなくて、やはり予測はしなきやならないけれども、その基準としては、今、順次計画を立てながら執行部は進めているわけですから、それを見て、それで結果が出て、そのときに我々が言えばいいことであって、結果が出る前に、今、憶測的な発想で物を言っても仕方がない。そういうことのやりとりは、私はちょっと若干、委員会が無駄な時間を過ごす大きな要因じゃないかと思うので、その辺は委員長が整理をして、精査していただければありがたいと。それと、今日は特別委員会がありますから、だからそのときにまずは論議してもらえればいいかなと思いますので、よろしく願いをいたします。

○黒木委員長 はい、わかりました。

じゃ、今、村田委員からも発言がありましたが、総務環境委員会のほうでは、新市民会館整備課というところで所管していますから、加藤技監が白紙撤回するとかしないとか、これは今求めても言えないその他の部分で質問されていますから、事前にそういうのがあって、先ほど村田委員が言われたような形で質問しているんだったら違うんですが、この後、また午後から新市民会館建設及び周辺整備調査特別委員会がございしますので、そちらにはまた新市民会館整備課もおりますので、そちらのほうで整理していただければというふうに思います。

○中庭委員 午後の特別委員会の中でも、この問題をぜひ聞いていきたいと思います。

次に、これは前回に続いてなんですけれども、今年3月30日に国土交通省から全国の自治体に対して公営住宅管理標準条例についての改正というものが出されました。これがその通達ですけれども、この中で、今、高齢者の方が連帯保証人を見つけられなくて、あるいはひとり暮らしの方が連帯保証人を見つけることができなくて、入居が一層に困難になっていると。そして、この問題の解決のために、連帯保証人に関する規定を削除するというのがひとつ出されました。この問題について、前回の回答では2年間、検討してみたいと、他の自治体の例も見ていきたいというのがありました。

しかし、この通達は、私ちょっとお聞きしたいんですけども、拘束力を持つのか。要するに水戸市として

連帯保証人制度は引き続きやるということか。この通達は無視していくのか。それとも廃止ということか。どっちなのか。その点が非常に前回の答弁では曖昧だったんですけども、どうなのか。都営住宅、公団住宅では連帯保証人制度がないわけですけども、この通達がそういう、要するに自治体の判断に任されるのかどうかお聞きしたいと思うんです。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

前回、回答したとおりになってしまうのですが、連帯保証人の免除及び民法改正に伴う連帯保証人の限度額等、こちらに関しては、ただいま県や他の市町村から情報収集しているところがございますので、というようなお答えしかできない状況になっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、この国土交通省の通達は、あくまでもやらなくてもいいという内容も含んでいるんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

そういったところも踏まえながら、ただいま各市町村の情報を集めているという状況になっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 高橋部長にちょっとお聞きしたいんですけども、国土交通省が自治体に通達を出しましたよね。そうすると、自治体ではこれに基づいてやるかやらないか決めるということになっているの、これは。どうなの。要するに、これを見ると、この国土交通省の通達に基づいてさまざまな関係規定の改定が出るようになっていきますよね。幾つもの改定が。だから、そういうものが、国から来た部長さんなので聞きたいんですけども、これはあくまでも自治体の自主性に任せるの。どうなの、これは。

○黒木委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 この通達に関してという御質問ですけども、基本的には自治体がこれを見て判断をするということになります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、私は自治体が見て判断するというのであればですよ、やっぱりこの市営住宅についても国の補助金って半分ぐらいは来ているわけですよ。だから、やはりこういう連帯保証人に関する規定の削除というものが出れば、当然、私は自治体として、その方向に持っていくべきだと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 中庭委員の御質問にお答えします。

同じ答弁で大変申しわけございませんが、いろんなことが想定できますので、そういったものも含めて、ただいま情報を収集しているという段階でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 民法の改正に伴う連帯保証人制度の規定の削除という意味もこの中には含まれているんですよ

ね。これはどういう意味なんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

民法の改定のほうの連帯保証人につきましては、上限額を設定するという通達だと理解していますので、こちらも含めて連帯保証人を解除するとか、上限額を設定するとか、そういったものについて、他市の情報を現在集めているという状況になっております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私が調べましたけれども、要するにこの民法の改正というのは、その人の本人の責任ではなくて、他人の責任によって、例えば倒産してしまう、あるいは借金ができてしまう。そうすると、たまたまその連帯保証人になっていた方が自分も破産しなければならないって、こういう民法の規定は非常に時代おくれだということで、今回の連帯保証人制度の規定の削除にもつながったわけですね。だから、私はその意味もしっかり受けとめる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、あともう一つの質問は、水戸市は3月に、5人の連帯保証人に対して滞納家賃を支払えということで水戸地裁に裁判を起しました。今、国が連帯保証人制度の廃止を求める通達に真っ向から反するものではないかと、裁判ではないかと思えます。そして、全国では連帯保証人の方を裁判した例というのはほとんどないんですよ。また、やっても負けているんですよ。だからそういう点では、広島県の福山市が敗訴したという例もありますように、そういう点ではですね、水戸市が今、裁判になったわけですが、こういうこの訴えを、一つは取り下げる考えはないのかということと、それから、水戸市が勝訴した場合は連帯保証人に請求するつもりなのかどうか、お答えいただきたいというふうに思います。

〔「委員長、いいですか。ちょっと関連してっから」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 この問題は私も真剣に考えています。今、中庭委員さんが言われていることに関しては、いろいろと兼ね合いも含まれて、この9月の議会あたりに、私のほうの会派の代表質問の中に入れて、そして答弁をいただいて、市長のほうからの考えを、今のもろもろの連帯保証人の問題やそういう制度の問題、その年月をどうするかとか。例えば裁判をやるのには、じゃ、何年、何カ月を滞納したら、そういう制度をやるのかとか、そういう細かいことを、私のほうの会派で9月に質問をさせていただきたいなど、私もそう思っています。

この問題は、これまでも使用料の問題など、幾らぐらい滞納額があるかわかっていますか。1億円、2億円ではきかないんですよ。だからこの問題は真剣に考えなくちゃならない。議会として全員が。ですから、そういう意味では、私のほうの会派の代表質問の中で、市長のほうの答弁を求めて、そしてそれからいろいろと審議をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますので、その辺のところを、今日はこの程度にしておいて、課長サイド、部長サイドでの考えだけでは、これは考えがまとまらなないと、私はこう思います。今日は副市長もいませんし。そういう意味で市長の答弁をいただいてから、この問題についてじっくりと議会のほうでも議論するところは議論していきたいなというふうに私自身も思っていますので、今日のところはこの辺でいいんじゃないですか。

○黒木委員長 今、松本委員からもありましたがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 また、異議なしという言葉もありますが、前回のとき、中庭委員もこの件を質問されてますので、答弁するほうも、もう今、裁判やっている最中で、また検討していくという段階で、これ以上の答弁は出ないという状況かと思えます。課長、部長では判断できない部分がありますので、今、松本委員からも話がありましたけれども、当然、本会議としてもやっていく中で、都市建設委員会の中では……

○中庭委員 私の言っているのは、国の通達に基づいてどうするのかという、要するに。

〔「国とさ、もう地方分権の中でやってるんだからいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 地方分権であってもですね、今、全国でこの連帯保証人になる人がいないという問題の中で、国土交通省も連帯保証人の規定を削除しなさいという通達も出ているわけですよ。だからその点で。

○黒木委員長 その通達に基づいて、今、調査しながら、仕組みをつくっていくという答弁ですので、ちょっとこれ以上の答弁というのは無理かと思うので、中庭委員。

○中庭委員 ああ、そうですか。じゃ、本会議でも、あるいは今後の委員会の中でも審議していきたいと思えます。

そこで、あと2つあるんです。1つは、税金を滞納した場合、要するに国税、地方税を滞納した場合には入居できないというのが、これまでの公営住宅の標準条例の中に入っていたんですね。しかし、それを今度は、これは削除すべきだというふうに今回の通達では出ているんです。それで、そうしないと、入居希望者がさまざまな状況にあって税金を滞納していても、入居すべき、配慮すべき場合もあると考えることから、当該例示を削除するものとするというふうに今回の通達でも出されているんですね。だから、私は、税金を滞納したから、あるいはそのために市営住宅、県営住宅に入居できませんという考えは、やっぱり低所得者の方のための公営住宅ではなくなってしまうということなので、その点できちんと、これを受けて水戸市としてもどういうふうに考えるのかお答えいただきたいと思うんです。

それから、その点で、さっき松本委員さんからも滞納がいっぱいあると言っていましたけれども、市営住宅の場合、いわゆる当年度分の、今、収納率、納入率っていうんですかね、これは何%なんですか。当年度分の。そこをお答えいただきたい。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 失礼しました。ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

通達の内容のほうに関しては、何度も回答が同じで申しわけございませんが、ただいま他の市町村の情報を収集しているところでございます。

あと市営住宅の現年分の収入率という御質問だと思います。平成29年度収納率の現年度分は95.7%となっております。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 95%の納入率になっているということですが、そこであと3つ目は、この通達の中で家賃の



減免制度の適正な適用というのが出ています。要するに、入居者の実情に配慮した適切な対応を行っていくということで、家賃の減免制度を活用して、負担の軽減措置をとりなさいということが書いてあるんですけども、水戸市の場合、残念ながら生活保護基準以下じゃなければ家賃は減免しないと。それもなかなかいろんな問題がありまして、滞納の場合はかなり難しくなってしまうということでありまして、そして、そういう点では、茨城県の場合は同じ公営住宅、水戸市内に県営住宅、市営住宅とありますけれども、県営住宅の場合は、非課税であれば家賃が4分の1になるという制度なんですよね。しかし、水戸市は、非課税であっても生活保護基準以下じゃなければ減免しないという、全く同じ地域にありながら、県営と市営では全く減免制度が違うという大きな開きがあるので、これも、私は、同じ公営住宅であるならば、やっぱり一致させるべきじゃないかと。同じようにすべきじゃないかと。そして、非課税であれば、この減免をしていくということもやっぱりやらなければ、今、住宅ってセーフティーネットなんです。住宅がなければホームレスになってしまう。まともな人間的な生活ができないというのがありますので、私はやっぱりこの減免制度についても、積極的にこれは見直していくということが必要だというふうに思います。その点でどうなのかというのが1点。

それから、あともう一つは、民生部局との十分な連携というのが出ています。ここで。要するに、生活が困窮した場合には、生活保護制度を積極的にやっぱり適用して、その方が引き続き家賃滞納なしに住めるということをしなさいとも言っているんですよね。だから、その点で水戸市の取り組みはどうなっているのかお答えいただきたい。この2点。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、初めの市営住宅の家賃減免についてでございますが、こちらのほうは非課税世帯で生活保護基準以下という設定をしておりますが、入居者におきまして、一時的な収入の減少により家賃等の支払いが困難の場合には、納付の相談ということは現在もやっているところでございます。

また、もう一つの民生部局との連携というお話だと思うんですけども、家賃の支払いが厳しいというような状況の世帯におきましては、生活保護のほうのお話をしたりとか、こういうことは今もやっております。あとは入居者本人の方の判断という形になってまいります。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私も、今回、裁判に訴えられた方を訪問していろいろお話を聞きましたが、もうかなり生活が困窮しているという方も何人もいらっしゃいました。家族が3人なんだけれども、十二、三万円で生活しているという方もいて、間違いなく生活保護に該当するという方もいらっしゃいました。だから、そういう点では、やっぱりそういう方に生活保護を適用すれば、この裁判にはならなかったんじゃないかなというふうに思いました。

それから、もう一つは、水戸市の場合、これは国の制度もそうなんですけれども、納税申告しないと最高額になってしまうという方がいらっしゃいました。そのために、収入がほとんどないのに家賃が月5万円とか6万円とか7万円だとか、そういう方がいらっしゃいました。それが積み重なって今回の裁判まで行ってしまったという方がいらっしゃいましたが、私はそういう点では、そういう方々への十分な配慮、十分な調

査，そういうものを含めてやらなければ，もう本当にこれは滞納がふえていくだけのことになってしまうので，そのことをきちんとやっているのかどうか，もう一度お聞きしたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

収入申告についてという御質問だと思うんですけども，こちらは入居者の年に1回の収入申告は，こちらは義務になっていますので，相手の方のほうがそういった手続をしていないという状況になっていることによって家賃が高くなっているという状況になっています。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは，以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時33分 散会